

令和3年7月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和3年7月16日（金）午後3時00分
- (2) 閉 会 令和3年7月16日（金）午後5時25分

2 場 所 中央図書館 1階 視聴覚室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の非公開の決定について
- 第 4 第6号議案 令和4年度に使用する小学校教科用図書、中学校教科用図書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について
- 第 5 協議事項5 三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 協議事項6 三木市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 協議事項7 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号の市町村が定める時間を定める規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 協議事項8 令和2年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書（案）について
- 第 9 報告事項 社会教育委員の委嘱について
- 第10 報告事項 公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第11 報告事項 美術館協議会委員の委嘱について
- 第12 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第13 そ の 他
- 第14 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長 大 北 由 美

委	員	石	井	ひろ美
委	員	實	井	政治
委	員	中	嶋	直裕
委	員	梶		正義

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教育総務部長	本	岡	忠	明
教育振興部長	横	田	浩	一
教育総務課長	五	百	蔵	一也
教育施設課長	仲	谷		淳
生涯学習課長	河	端		康
図書館長	伊	藤	真	紀
文化・スポーツ課長	金	井	善	純
学校教育課長	田	中	智	美
教育センター所長	橋	本	泰	一
学校再編室長	鍋	島	健	一
教育・保育課長	辻	田	政	顕
教育総務課係長	丸	岡	ま	や
教育総務課主事	大	野	剛	史

7 傍聴者 1人

開 会

教育長が、令和3年7月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、石井委員と梶委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和3年6月定例会（25日開催）及び令和3年6月臨時会（14日開催）の会議録について委員に諮り、全員一致で承認された。

日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、協議事項5「三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、市議会の議決案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第4 第6号議案 令和4年度に使用する小学校教科用図書、中学校教科用図書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について

○田中学校教育課長が次のように説明した。

令和4年度に使用する小学校教科用図書、中学校教科用図書及び学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条及び三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和59年三教委規則第1号）第2条第1項第12号の規定により、別紙のとおり決定することについて、委員会の議決を求める。

兵庫県教育委員会は、教科用図書の共同採択地区として北播磨地区5市1町を設定し、従来から小学校、中学校、特別支援学校で使用する教科用図書については、5市1町で組織する北播磨採択地区協議会で協議した結果に基づき、各市町教育委員会で種目ごとに同一の教科用図書を採択してきた。

今年度は、令和4年度に使用する中学社会（歴史的分野）の採択替えが可能となったため、中学社会（歴史的分野）の調査研究を協議会で実施した。それ以外の中学校用教科用図書及び、小学校用教科用図書、文部科学省著作教科書については、昨年度と同様の教科書を採択する。

これまでの経過から説明する。令和3年度第1回北播磨採択地区協議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言措置が取られていたので、書面協議で行った。協議会の規約、教科用

図書採択に係る日程、調査員の割当などについて協議し、提案事項について承認をいただいた。

6月11日から7月18日までの間、兵庫県内38か所で教科用図書の法定展示会が行われ、北播磨地区では、小野市と多可町で行われた。展示会では来場者にアンケートを実施し、集約したものが7月の第2回北播磨採択地区協議会に参考意見として提出されている。

6月25日の定例会において、教育委員の皆様にも、中学社会（歴史的分野）の教科用図書を実際にご覧いただいた。

教科用図書の調査研究を行う調査員会については、6月14日、22日、25日の計3回実施され、北播磨採択地区協議会が委嘱した調査員6人が、中学社会（歴史的分野）の教科用図書の調査研究を行い、その結果を調査書にまとめている。

7月5日、令和3年度第2回北播磨採択地区協議会が行われ、調査員から調査結果の報告を受けた。本日の資料15ページから22ページに、調査研究結果がまとめられている。

北播磨採択地区協議会では、調査研究結果並びに調査員からの報告を踏まえて慎重に協議がなされ、令和4年度から使用する中学社会（歴史的分野）の教科用図書が選定された。その結果に基づき、中学社会（歴史的分野）を含めた中学校社会教科用図書について、6ページの案のとおり採択することについて議決を求める。

北播磨採択地区協議会で選定された中学社会（歴史的分野）の教科用図書の主な理由について、説明する。

発行者名は、文部科学省が作成した「中学校用教科書目録」による略称を使用する。中学社会（歴史的分野）は「日文」とする。「日文」の図書は、文章の丁寧な記述と、史料の充実に特徴がある。また、世界の動きの中で日本の歴史をとらえる工夫などにも特徴がある。既習事項との関連性や地理分野・公民分野とのつながりが意識できる内容が盛り込まれているなど、生徒が学びを広げる工夫が随所に見られる内容となっている。

小学校の教科用図書については、現在使用している教科用図書を採択する。7ページから11ページにある、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、一覧に掲載されている全ての図書について、教科用図書として採択する。今後、今回の教育委員会での採択を受けて、各学校の担当者が児童生徒の実態に合わせて図書を選定していくことになる。また、12ページと13ページの特別支援学校用およ

び特別支援学級用教科書、☆印本および文部科学省の著作本についても同様に、文部科学省の教科書目録に掲載されている図書について、教科用図書として採択することとする。

教育長が、第6号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第6 協議事項6 三木市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

○田中学校教育課長が次のように説明した。

改正理由は、平成31年度から「卒業アルバム代等」が、令和2年度から「オンライン学習通信費」が、新たに生活保護の対象となり、「要保護者」に当該費用の一部が支給されることとなった。これを受けて、三木市教育委員会では「準要保護者」に対して、平成31年度から「卒業アルバム代等」を、令和2年度から「オンライン学習通信費」を就学援助として支給している。現在、これらの項目については、三木市就学援助規則第3条に規定する就学援助の内容に明記されていないことから、規則の一部を改正し、当該項目を追加するものである。

改正内容は、1点目に、「卒業アルバム代等」及び「オンライン学習通信費」を、第3条に規定する就学援助の内容に加える。2点目に、「新入学に必要とする学用品費」については、これまで「学用品費」に含めており、「学用品費」とは別に「新入学児童生徒学用品費等」と併せて明記する。3点目に、「通学に要する費用」については、「通学用品費」に改める。

日程第7 協議事項7 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号の市町村が定める時間を定める規則の一部を改正する規則の制定について

○辻田教育・保育課長が次のように説明した。

改正理由は、子ども・子育て支援法施行規則第8条第4号ロ、第6号、第7号、第12号、第13号の市町村が定める期間等を定める必要があるためである。

改正内容は、規則名の改正と共に、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号の市町村が定める時間及び第8条第4号ロ、第6号、第7号、第12号、第13号の市町村が定める期間を定める。

(大北教育長) 今回定める4つの時間又は期間に要件が当てはまれば、就学前施設へ、預けることができるのか。

(辻田教育・保育課長) それぞれが認定要件になるため、要件に適合していれば、預けることができる。

日程第8 協議事項8 令和2年度の三木市教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書(案)について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表するものである。

この報告書は、「第2期三木市教育振興基本計画」及び「令和2年度三木市教育の基本方針」に基づき、点検・評価を行っている。また、市長の権限に属する事務で教育委員会事務局職員が補助執行している事務についても、点検・評価の対象としている。

この報告書では、第2期三木市教育振興基本計画で設定した数値目標に対する実績を示し、数値目標の達成度合いを評価、分析し、その成果と課題を記載した。

令和2年度については、第2期三木市教育振興基本計画の最終年度であるため、数値目標達成に向けた最終取組結果となっている。

2ページから8ページは、教育委員会の活動状況について記載している。教育委員に出席していただいている定例会、委員協議会及び総合教育会議のほか、参加した研修会や学校行事等を記載している。今年度は例年と大きく異なり、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの行事が中止あるいは延期、紙面開催となったため、参加行事数が減っている。

9ページから13ページは、教育委員会事務局の組織、職員数、主要業務を記載している。

報告書の様式としては、第2期計画の点検・評価であるため、昨年とほぼ同じであるが、新たに記載した項目及び令和元年度の点検・評価を踏まえ、委員の皆様や外部評価者の助言等を参考とし、改善に向けて取

り組んだ項目のうち、主なものについて説明する。

令和2年度の点検・評価においては、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいため、昨年と比べて大幅に内容を変更している。中止や延期、事業実施の手法の変更など、通常であれば実施していた事業やイベントが実施できず、本来評価しなければならない項目が評価できていないところもある。

15ページの「就学前教育・保育の推進」「幼保一体化計画に基づく保育者の質の向上のための研修事業」について、例年、合同研修を行っている。新型コロナウイルス感染症により、合同研修が実施できなかったが、各園単位で工夫を凝らして柔軟に研修会を実施し、一定の成果を得ることができた。

16ページの「特定教育・保育施設の評価及び監査」は、市独自の条例に基づく第三者による評価と監査について、コロナ禍ではあったが、感染防止対策を十分に講じ、実施した。監査の結果、これまでの指摘事項に速やかに対応し、改善が図られているという評価を受けた。

21ページの「確かな学力の向上」の数値目標の指標としている「学校の授業時間以外に普段（月～金曜日）、小学生で1時間以上、中学生で2時間以上勉強している子どもの割合」について、及び22ページの「全国学力調査の全国平均を100とした時の指数」について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により全国学力・学習状況調査が実施されなかったため、全国との比較ができなかった。今後については、学力向上推進委員会で提言があった「個別最適化学習を活用した知識・技能の定着」等を図るとともに、GIGAスクール構想により1人に1台配布されたタブレット端末を有効に活用し、三木市の子どもたちの課題である「活用する力」の育成を図っていく。

23ページの「ICT活用指導力の向上」について、校務のICT化を目的として専門研修講座を行った。講座終了後に実施する「教育のICT活用指導力調査」において、1人1台のタブレット端末の配備が令和3年3月に完了し、これまで以上にICT機器を授業で活用する機会が増えることに不安を感じた教員が増加しているという結果が出ている。

ICT機器の整備は、児童生徒がICT機器を用いることで、これまで以上に「主体的・対話的で深い学び」を実現させ、学力の向上に繋げていくことが求められている。全ての教員が、タブレット端末を学習道具の一つとして様々な学習場面で積極的に活用できるよう、効果的な使い方や、情報活用能力、情報モラル等に関する研修を行い、教員のICT

活用指導力の向上に努めていく。

続いて、「三木市小中連携・一貫教育推進事業」について、これまで10年以上にわたり取り組んできた「小中連携三木モデル」を継続・発展させつつ、各中学校区で小中連携・一貫教育推進委員会を組織し、「小中連携教育・一貫教育」として新たに着手している。コロナ禍で数多くの研修会や協議を制限せざるを得ない状況であったが、可能な限り機会を確保し、9年間を見通した連続性のある指導の意義や重要性等について共有した。今後も、各中学校区への周知や校種間の教員交流研修、講師招聘による全体研修会の実施等を進める。

36ページの「魅力ある学校園づくりを進めます」「学校の組織力の向上」について、国庫補助金を活用したスクール・サポート・スタッフを市内の小中特別支援学校に19人配置し、コロナ禍における職員の負担軽減を図った。

39ページの「教職員の資質及び指導力の向上」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校に伴う夏季休業の短縮により、例年、夏季休業期間中に集中的に行っている専門研修講座を実施することができなかった。

一方で、タブレット端末の導入にあたり、小・中・特別支援学校全25校を対象に、使用するソフトや導入後の活用方法に関する説明会が不可欠であったため、対面またはオンラインにより開催した。さらにタブレット端末の導入期には、初期設定に関する説明会を対面形式で3回実施した。

コロナ禍のため、令和2年度は教職員の専門研修が激減したが、今後は、感染症対策だけではなく、教員の働き方改革の観点からも、これまでの対面形式に加え、オンラインによる研修も行うことで、より多くの研修の機会を提供し、教職員の資質と実践的指導力の向上をめざす。

41ページのコミュニティ・スクールについて、開かれた学校園づくりへの有効なツールになると考えられるため、第3期教育振興基本計画においては、令和7年度に市内3中学校区での導入を目標としている。それに向け、令和2年度には複数の先進地視察を予定していたが、1回の視察に留まった。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、令和3年度は、コミュニティ・スクールを設置している自治体からの聞き取りや訪問を重ね、その結果を参考にしながら、三木市や各校区の実態に応じたコミュニティ・スクールの設置に向け、導入計画の作成に着手する。

44ページの「学校施設等の整備の推進」について、令和2年度に1人1台のタブレット端末の整備を行い、併せて通信環境整備も行った。それにより、令和3年度から1人1台の端末によって、学習できる環境を整備した。

令和3年度に統合した吉川小学校並びに緑が丘中学校が円滑に運営できるように、教室の間仕切りなどの工事やスクールバスの転回場や駐輪所の整備など、学校の統合に関して必要な整備を進めてきた。

45ページの「学校の適正規模・配置の検討」について、令和3年1月の教育委員会で、東吉川小学校と吉川小学校の統合時期を議決いただき、東吉川小学校についても令和4年4月に統合する方針が決定した。

46ページの数値目標における成果と課題について、小規模校のデメリットを解消するために、ICTを活用した会議や小規模校の交流を行ってきたが、コロナ禍をきっかけに、高速情報通信網の整備や1人1台のタブレット端末の整備がされたことにより、今までよりもスムーズに児童生徒の学びに繋げることができた。タブレット端末の活用により、小規模校でも多様な考えに触れる機会の確保が可能であり、今後、統合する予定のない学校においても、コミュニケーション能力を深めるために活用していきたい。

48ページの人権に関する住民学習について、昨年度の住民学習は新型コロナウイルス感染症の影響で、開催が難しい状況であった。担当課の工夫により、資料を回覧し家族で話し合うという方法も取られた。49ページの数値目標における「住民学習に参加する市民の人数」のうち、令和2年度の人数は、これまでと比較すると大幅に減少している。これについては、資料の回覧による住民学習を行った場合、1家族で1件と報告していると思われるため、参加した家族の人数が集計できる報告様式への変更等を検討したい。いずれにしても、開催方法については、地域の推進委員等の協議により決定する。今後においても、新型コロナウイルス感染症が直ちに収束するとは考えにくいいため、研修方法については、様々な取組が必要であると考えます。

52ページの公民館の事業について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で講座数が減少した。今後については、コロナ対策を講じた生涯学習活動を検討していく。

54ページの図書館については、一定の利用制限を行いつつも、完全閉鎖期間を可能な限り少なく運営できたと考える。完全閉鎖期間中については、臨時受け渡し窓口を設置して、市民の思いに応えられるような

体制をとった。58ページの数値目標における成果と課題について、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸出数と利用者数が大きく減っているが、令和元年度と比べ、予約冊数は5%増加している。これは、「コロナ禍においても本を読みたい」という図書館への期待の現れであると分析している。

59ページの文化・スポーツについて、文化・スポーツの事業は大半がイベントであるため、多くの事業が中止あるいは延期になった。文化の分野では、予定していた事業の代替として実施した事業や、三木市展やみなぎの書道展のように、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で開催した事業もある。スポーツの分野では、各種スポーツ大会を実施することがほとんどできなかったため、市民のスポーツに対する意欲を持ち続けられるような在り方を、今後検討していく必要があると考える。

64ページのゴールドenspportsイヤーズ推進事業では、東京オリンピック・パラリンピックについて記載した。フランスの陸上競技代表チームが直前合宿で7月18日から三木市を訪問されるため、オリンピックに向けてを盛り上がる雰囲気をも市民の皆様に感じていただきたい。

今後のスケジュールとして、今回の協議で頂いたご意見等をもとに、加筆修正を加え、8月定例会でもう一度協議をいただき、その内容で外部評価者の評価を加え、9月の定例会に議案として提出する予定である。

(石井委員) 1点目に、令和元年度からの違いや新しい取組、達成した部分に下線を付すなど、資料の見せ方の工夫をしていただきたい。

2点目に、英検の受験率は新型コロナウイルス感染症の影響で減ったと考える。例えば小学生であれば英語が好きか、中学生であれば自分がこれから英語を使えるようになりたいかといった、児童生徒の意識に働きかける指標にするなど、コロナ禍であっても安定したデータを継続して取れるよう、指標を考えていただきたい。

3点目に、いじめ防止の推進は、昨年度と比較して電話や面接による相談件数に差があることについて、何らかの分析があっても良いのではないかと考える。

4点目に、次回からの検討点として、住民学習に参加する市民の人数は、地域別の参加者数や家庭数といったデータの集計や分析などの工夫ができれば、また違う見方ができると考える。

5点目に、評価において、数値の増減のみで評価するのではなく、

努力することにより、その維持または低減率の鈍化等ができたことについても成果と捉え、評価すべきである。

6点目に、「みきっ子家庭学習ガイド」「ひょうごがんばりタイム」について、コロナ禍において十分に活用できたかどうかを検証いただきたい。実施したという記載のみであり、評価の記載がない。

7点目に、コロナ禍において、家庭訪問や保護者会は実施できたのか。もし実施できていないのであれば、その代替措置としてどのように保護者の理解を図ったのか記載が必要である。

(梶委員) 1点目に、「～を行った。」「～を実施した。」で終わっている感がある。その結果どうなったのかや、課題の有無などに言及されていない項目が見受けられる。

2点目に、学力向上について、児童生徒全体を同じように捉えるのではなく、学力や発達段階別に分析し、個に応じた指導方針を立ててはどうか。

3点目に、指標に対する数値目標について、コロナ禍において当初の目標数値を達成することは難しいと考える。制約のある中で目標の達成に向けた取組についての言及があっても良いのではないかと考える。

(大北教育長) 大変多くのご意見、ご指摘をいただいた。今後の流れとして、今回いただいたご意見やご指摘をもとに内容を精査し、次回の定例会で再度協議の上、外部評価者の評価を受け、9月定例会において議決いただくこととする。

日程第9 報告事項 社会教育委員の委嘱について

○河端生涯学習課長が次のように説明した。

社会教育法第15条及び三木市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、社会教育委員を委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。委嘱理由は、委員の所属団体の役員交代によるもので、委嘱期間は、前任者の残任期間である令和3年7月1日から令和4年6月30日までである。委嘱した者については、市立学校長会から2人、連合PTAから1人の計3人で、資料に記載のとおりである。次頁には、変更後の委員名簿を掲載している。

日程第10 報告事項 公民館運営審議会委員の委嘱について

○河端生涯学習課長が次のように説明した。

社会教育法第30条及び三木市立公民館設置及び管理に関する条例第4条第3項の規定に基づき、公民館運営審議会委員を委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。委嘱理由は、委員の所属団体の役員交代によるもので、委嘱期間は、前任者の残任期間である令和3年7月1日から令和4年6月30日までである。委嘱した者については、市立学校長会からの1人で、資料に記載のとおりである。次頁には、変更後の委員名簿を掲載している。

日程第11 報告事項 美術館協議会委員の委嘱について

○金井文化・スポーツ課長が次のように説明した。

三木市立美術館条例施行規則第10条の規定に基づき、美術館協議会委員を委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。委嘱理由は、校長会研修部の異動に伴う事務分掌の変更によるもので、委嘱期間は、前任者の残任期間である令和3年6月28日から令和4年5月31日までである。委嘱した者については、市立学校長会からの1人で、記載のとおりである。次頁には、変更後の委員名簿を掲載している。

日程第12 報告事項 各課の所管事項について

(1) 教育総務課報告事項

○五百蔵教育総務課長が次のように報告した。

「令和3年度三木市教育委員会奨学金の申込及び承認状況」について報告する。5月下旬から6月下旬までの約1か月間、三木市教育委員会奨学金の募集を行った。298人から申請があり、世帯の所得超過による不承認者21人を除く合計277人に対し奨学金の給付決定を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少により、申請者数の増加を見込んでいたが、昨年度と比べ44人減少した。市内の高校に申請漏れなどがなかったか確認したが、特にはなかった。申請者数減少の一つの要因として、ここ4年間で、市内の公立高校に通う生徒数が約250人減少しており、全体数の減少が考えられる。

給付予定額は、24,864千円である。給付方法については、コロナ禍を考慮し一度に多くの額を早期に給付できるよう、昨年度に引き続き給付回数を通常の年4回から年3回にするとともに、給付時期を各期の末から各期の前とする。

(2) 教育施設課報告事項

○仲谷教育施設課長が次のように報告した。

学校施設整備工事等の進捗状況について報告する。1番から7番までは、先月の定例会でも報告させていただいており、そのうち「別所認定こども園教室棟保育室内装ボード改修工事」及び「志染小学校空調設備更新工事」については、すでに工事が完了している。新たに「自由が丘中学校紫外線防止フィルム設置工事」及び「緑が丘中学校門扉更新工事」の入札を行い、現在、夏休み期間中の作業完了に向け、準備を進めている。紫外線防止フィルム設置工事については、来年度、紫外線アレルギーのある生徒が入学予定であるため、体育館、廊下、教室などの窓ガラスに紫外線を防止するためのフィルムを取り付ける工事を行う。

(大北教育長) 紫外線防止フィルムはすべての教室に取り付けるのか。

(仲谷教育施設課長) 入学後、1年生で使用する教室はすでに分かっているため今回取り付けるが、2年生以降に使用する教室については現在のところ未定であるため、その都度取り付けることになる。特別教室、廊下、体育館などの共有部分については、今回取り付ける。

(石井委員) このような配慮をいただけることは、ありがたいことである。症状の程度に差があるものの紫外線アレルギー体質の子どもは他にもいると思うが、このような工事は、本人からの申請により市で予算化され工事が行われるのか。

(仲谷教育施設課長) 今回の対象児童は、現在、自由が丘東小学校の6年生で、小学校入学前に市に相談があり、小学校でも紫外線防止フィルムを取り付けている。来年度、自由が丘中学校に入学される予定であることから、入学に間に合うように工事を行う。

(3) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

公民館の状況について報告する。先月に引き続き、窓口で新型コロナウイルスワクチン接種予約の応援業務を行っている。6月29日以降は国からのワクチンの供給が止まっているため、新規申込ができない状況で、キャンセルのみの受付となっていたが、ようやく新たな申込ができるようになったと聞いている。

次に、ワクチン集団接種会場の提供についてであるが、現在も、公民館6館を接種会場として提供している。当初は、志染町公民館においても接種を行っていたが、旧志染中学校が集団接種会場となったことから会場を統合した。

今後の予定として、7月から各公民館での生涯学習講座を再開している。7月20日に「シルバーいきいき教室」で「三木合戦絵解き」を開催した。三木中学校校長の生田淳仁氏を講師に迎え、好評であった。

公民館以外の事業として、7月31日から8月2日まで、三木ホースランドパーク「エオの森」で「子ども会友だちキャンプ」を実施する予定となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加人数を減らし、例年であればテント泊となるが、研修センターの宿泊施設に宿泊する予定である。

続いて新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止することとなった事業について報告する。1点目に、市内各地区で実施予定であった納涼大会がすべての地区で中止されることになった。同時期に開催予定であったみっきい夏まつりの中止を受け、中止の判断がなされたものである。

2点目に、連合PTAによる市内小・中学校清掃奉仕作業が、賛否を取った結果、全体での活動を中止した。各学校単位での実施をお願いする形に変更させていただいた。

(4) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

実施した事業として、三木古文書研究会の主催により「みっきい古文書入門講座」を7月3日に開催し、26人の参加があった。女性や若い世代からも参加があり、歴史を紐解く古文書の世界を楽しまれた。

「第1回図書館協議会」を昨日7月15日に開催し、委嘱状の交付及び令和2年度図書館事業実績について報告を行うとともに、「令和3年度図書館事業」及び「図書館の開館時間」について協議いただいた。委員から出た主な意見についてであるが、「コロナ禍においても市内のいずれかの図書館が開館しており、ありがたかった。」、「インターネットや電話での貸出予約など、コロナ禍を見据えた新しい図書館の運営に取り組まれている。」、「休館日が少ないことが良い。開館時間を延長しなくても自分の都合に合わせて利用できる。」などといったものがあった。

今後の予定事業として、7月31日から8月15日まで中央図書館のエントランスにおいて「三木飛行場展」を開催する。今回のテーマは「CS立体地図に見る飛行場施設」で、8月8日には宮田逸民氏による展示解説も行われる。

8月1日に中央図書館と吉川図書館で、8月8日に青山図書館で「かがく工作教室&おはなし会」を開催する。毎年吉川図書館のみで開催していたが、好評であるため今年度は全図書館で開催する。内容は、「科学絵本の読み聞かせ」と「輪ゴムギターの製作」である。

定例事業については、いずれも感染防止対策を講じながら実施する。

(5) 文化・スポーツ課報告事項

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

実施した主な事業として、6月5日から27日までの約20日間、「木彫フォークアートおおやin三木」を開催し、801人の来館があり、コロナ禍の令和2年3月以降においては、非常に多くの来館者数となった。養父市の「木彫展示館おおや」から45点の作品を借用しての展示ということで、非常に好評であった。

今後の予定として、「東京オリンピックフランス陸上競技チーム事前合宿」についてであるが、7月18日にフランス陸上競技チームの第1便が関西国際空港に到着し、その後、8月3日に東京の選手村へ出発する予定となっている。この間、約4グループが三木総合防災公園で直前練習を行う予定であり、7月24日を公開練習日として設定し、10時から12時まで陸上競技場スタンドから見学できる機会を設ける。先着300人の予約制となっており、すでに

定員に達している状況である。

パラリンピックのフランス陸上競技チームについては資料に記載はないが、8月15日に関西国際空港に到着し、8月23日に東京の選手村へ出発する予定となっている。オリンピック陸上競技チームと同様に直前合宿を実施予定であることから、8月21日に公開練習日を設ける予定である。

パラリンピックのネパールテコンドーチームの直前合宿について、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、ネパールのパラテコンドー協会と協議・調整の結果、両者合意の上で中止が決定された。選手は選手村へ直行するため、メッセージ動画の撮影などにより引き続き選手の応援をしていく。

バレーボール選手強化練習会について、デンソーテン女子バレーボール部を指導者に招き、8月8日に開催する予定であったが、現段階において、先方の指導の可否が未定であるため、11月以降に延期することとなった。今後、改めて日程調整を行う予定である。

(6) 学校教育課報告事項

○田中学校教育課長が次のように報告した。

6月21日に臨時校長会を開き、三木特別支援学校における心肺停止事案について報告した。

三木市中学校総合体育大会が6月26日に終了し、東播磨地区中学校総合体育大会についても、剣道以外が終了した。県大会への出場権を獲得したのは、水泳、陸上競技、ソフトテニス女子の部で、それぞれ3校が県大会へ進む。

教育委員会計画訪問を3校で実施した。各クラス10分程度の授業参観であったが、子どもたちの様子や授業者の様子、教室の様子等を実際に見聞きすることができた。教育委員会が行う学校教育支援にいかしていきたい。

7月1日に第4回定例校園長会を開催した。主な内容として、1点目に、令和3年度三木市就学指導申込書の提出について通知した。障がいのある児童生徒について、障がいの種別・程度・特性に応じた教育を行うために、就学に関する審議を行う。該当する児童生徒がいる場合は、学校での協議並びに保護者への聞き取りを十分に行った上で、関係書類を提出するよう依頼した。2点目に、県民の信頼確保と厳正な規律の保持について、所属教職員への適切な指導を

依頼した。個人情報等の安全確保に努めるなど、非違行為を防止することと、ハラスメントの防止に努めることなど、働きがいのある学校づくりを行うことの2点を重点項目とした。

星陽中学校の最後の体育祭を7月8日に予定していたが、雨天により延期され、7月12日に実施した。

今後の予定として、7月21日に1学期終業式を行う。今年度の夏季休業日は7月22日から8月31日までである。

8月4日に教職員人権教育研修会を実施する。元大阪教育大学教授で学級文化研究会代表の園田雅春氏に「自尊感情を高める学級づくりと授業」というテーマで講演をいただく。

(7) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が次のように報告した。

専門研修講座の第1回目として、7月1日に不登校児童生徒の対応について研修会を行った。対面型、ライブ配信、オンデマンド配信の3つの受講方法を準備し、現時点で、対面で33人、ライブ配信で3人が受講した。オンデマンド配信については年内を目途に実施予定で、詳細決定後に報告させていただく。

不登校対策適応教室について、学校訪問を行い、1学期の通級指導の様子を報告した。また、通級生は夏季休業中に自宅にいたことが多くなるため、希望者のみであるが、7月26日から31日までの午前中に夏季通級を計画している。

その他、夏季休業中の専門研修講座を、実施済みを含めて25回予定している。

青少年センターでは、定例の事業に加え、夏休み期間中のパトロールの強化を考えている。

(8) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

星陽中学校・三木中学校の交流会を7月5日に実施した。1年生は手話講座を、2年生はトライやる・ウィークを見据えてマナー講座をそれぞれ両校合同で行った。また、合同講座終了後には部活体験を行った。「統合に不安を抱いていた生徒が安心した。」という感想や、「三木中学の生徒が手を振って歓迎してくれたので嬉しかった。」というような、前向きな感想が寄せられている。

星陽・三木中学校区統合準備委員会を7月12日に開催した。大きな課題として通学方法が取り上げられ、口吉川方面は中型バス1台、瑞穂・大二谷方面はマイクロバス1台の合計2ルートを2台で運行する方針が決められたが、運行の時間帯など詳細について今後も協議を続ける必要がある。

東吉川小学校の通学に関する保護者会を7月14日に開催し、説明と意見交換を行った。バス停の場所やルートなどが未定であるが、9月には案をまとめ、11月に予定している交流会で予行演習をする方針である。

星陽中学校区保護者説明会を8月4日に開催する予定である。

(石井委員) 星陽中学校・三木中学校生徒交流会の様子を生徒に聞いたところ、両校の生徒は打ち解けた様子であったと聞いている。三木中学校の生徒も星陽中学校の生徒と共に学ぶことを楽しみにしているようで、保護者として安心して胸を撫でおろしている。保護者も様々な面で生徒を支え、この統合がより良い方向に進むように願っている。

(中嶋委員) 東吉川小学校の統合準備部会について、新型コロナウイルス感染症の影響があると思うが、進捗状況が遅れているように感じる。そのような中で、統合が1年遅れるハンデがないように、また、4校統合後の吉川小学校の課題も含め、統合準備部会で十分に協議いただきたい。

(鍋島学校再編室長) 統合は1年遅れるものの、今年度統合した3校と共に、当初から東吉川小学校も交流会に参加している。今後も交流の機会を増やし、ハンデが無いようにしていきたい。

(9) 教育・保育課報告事項

○辻田教育・保育課長が次のように報告した。

アフタースクール学校連絡会について、全13アフタースクールで終了した。緊急連絡網やアフタースクールの運営内容の情報共有とともに、見守りが必要な児童の学校での様子やアフタースクールでの様子などの情報交換を行った。

よかわ認定こども園の民間運営に伴う保護者説明会を、6月28

日及び30日に実施した。約30名の保護者の参加があり、民営化に至った状況を説明した。保護者からいただいたご意見の主なものとして、できるだけ多くの保育教諭に継続して残ってほしいという要望や、現在の教育・保育環境について、可能な限り子どもに影響のないスムーズな移行をしてほしいというという要望があった。

アフタースクール支援員普通救命講習について、7月8日に開催を予定していたが、警報の発令により中止した。

みきっ子未来応援協議会就学前教育・保育部会を7月15日に開催し、志染保育所の存続並びに小規模保育施設の廃園の延期について協議をいただいた。今後、必要な手続きを進めていく。

今後の予定として、アフタースクールの夏休み利用を行う。昨年度は新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校の影響で夏季休業期間が短縮されたため夏休み利用を行わなかったが、今年度については従来どおり実施する。

日程第13 その他

(中嶋委員) 教育委員会6月定例会で要望した教職員の新型コロナワクチンの優先接種について、現在の状況を教えていただきたい。

(五百蔵教育総務課長) 健康福祉部に依頼するため、作業を進めているところである。市外に住所を有する教職員は、三木市の集団接種を受けられないため、依頼に当たり三木市在住の教職員の人数を精査している。現在、国からのワクチンの供給が滞っているため、各種の状況を考慮の上、依頼したいと考えている。

日程第14 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和3年8月20日午後3時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第5 協議事項5 三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について

協議事項5は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

閉 会

教育長が、令和3年7月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和3年7月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員